

報告第2号

専決処分したものにつき承認を求めることについて

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成22年6月2日提出

加西市長 中川 暢 三

専決第2号

専 決 処 分 書

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）及び地方税法施行令の一部を改正する施行令（平成22年政令第45号）が、平成22年3月31日に公布され、4月1日及び6月1日から施行されることに伴い、加西市国民健康保険税条例（昭和42年加西市条例第52号）の一部を改正する必要があるが生じたが、施行日が急迫し、議会を招集する暇がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成22年3月31日

加西市長 中 川 暢 三

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険税条例（昭和42年加西市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「47万円」を「50万円」に改め、同条第3項ただし書中「12万円」を「13万円」に改める。

第21条中「47万円」を「50万円」に、「12万円」を「13万円」に改め、同条各号中「法第703条の5第1項」を「法第703条の5」に、「法第314条の2第2項に規定する金額」を「33万円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第22条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは、「規定する総所得金額（第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは、「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。

第22条の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第22条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他特例対象被保険者等であることの実を証明する書類を提示しなければならない。

附則第2項中「法第703条の5第1項」を「法第703条の5」に改める。

附則第13項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附則第14項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第13項及び第14項の改正規定については、平成22年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の加西市国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(審議資料)

地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第45号）が、平成22年3月31日に公布され、同年4月1日及び6月1日から施行されることに伴い、加西市国民健康保険税条例（昭和42年加西市条例第52号）の一部を改正する必要が生じたが、施行日が急迫し、議会を招集する暇がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会の承認を求めるもの。

【改正要旨】

- ①基礎課税額に係る課税限度額を50万円（改正前47万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を13万円（改正前12万円）に改める。（第2条、第21条本文）
- ②国民健康保険税の減額措置に係る基準について、応益割合に係る基準が廃止されたこと等に伴い、引用条文を改める。（第21条各号）
- ③国民健康保険の被保険者が、倒産や解雇等の理由により離職した雇用保険の受給資格者（特例対象被保険者）である場合等において、所得割額の算定の基礎となる総所得金額等及び減額措置の判定となる総所得金額を、これらの金額中に給与所得が含まれている場合には、給与所得の金額をその金額の100分の30に相当する金額として計算した金額とする特例措置を講じる。（第21条の2、第22条の2）
- ④地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税の特例規定の修正等を行う。（附則第13項、第14項）